

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和5年10月20日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒861-0803）熊本県玉名郡南関町関町1500-1

（クマモトケンタマナグンナンカンマチセキマチ1500-1）

名称（フリガナ）：南関町関素麺製造業組合

（ナンカンマチセキソウメンセイゾウギョウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：組合長 岳 伸啓

（令和7年4月22日付けで組合長は綾田 慎也に変更）

ウェブサイトのアドレス：－

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：南関素麺（ナンカンソウメン）、Nankan Somen

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：熊本県玉名郡南関町

5 農林水産物等の特性

「南関素麺」は、生産地である南関町において江戸時代から生産されてきた歴史を持ち、全国的にも珍しい機械を一切使わない「手打ち、手延べ」の伝統的製法によって作られており、その希少性から「幻の素麺」と呼ばれている。

のどごしがよく、しっかりとした強いコシのある食感が需要者から高く評価されており、生産量が限られているにもかかわらず全国から多くの受注を抱えるほどに珍重されている。

6 農林水産物等の生産の方法

南関素麺の生産方法は以下のとおりである。

(1) 原材料

小麦粉、食塩、水、食用植物油

(特殊麺においては、これに加え各々の食品原料を加える。)

(2) 生産工程

南関素麺の生産工程は、以下の全工程を手作業で行う。

① こね

塩水で小麦粉をよくこね、だご（麺生地を肥後方言で「だご」という）を作る（特殊麺については、各々の食品原料を含む場合がある。）。

② 延べ広げ

だごを延べ棒で広げる。

③ 切り回し

延ばしただごを渦巻き状に切る。

④ より（中より、小より、より上げ）

均等に延ばしながら、よりをかけ、桶等の中で寝かせる。

⑤ 掛け巻

生麺を均等な太さになるようにたすき掛けをする。

⑥ 小引

掛け巻をした麺を引き延ばして寝かせる。

⑦ 延ばし

二本の延ばし棒を使用して延ばす。

⑧ 曲げ作業（束ね）

南関素麺独特の工程で、麺を曲げ姿にするための曲げ棒という専用の道具を使用し、延ばした麺を1束ずつ曲げて束ねていく。（この際、素麺の種類によっては均等な長さに切り揃える）

⑨ 乾燥

束ねた麺および切り揃えた麺を乾燥させる。

(3) 最終製品としての形態

南関素麵の最終製品としての形態は、素麵である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

生産地である熊本県玉名郡南関町は、周囲を山々に囲まれた盆地であり、冬期は気温が低く空気が比較的乾燥していることから、乾燥が品質に影響する素麵作りに適した気候風土を有している。

また、南関町やその周辺地域では、古くから良質な小麦、塩及び食用油が産出されていたこともあり、素麵の主な原料の調達が容易であったことから、農家の冬期の副業として素麵の生産が行われてきた。

南関町は、江戸時代の参勤交代で使われた豊前街道における肥後国と筑後国の国境に位置し、関所が置かれる交通の要所であったことから、参勤交代の折に肥後藩主の細川氏が「南関素麵」を肥後の献上品として徳川将軍家へ納めており、明治以降も毎年天皇家に献上されるなど、素麵は古くから南関町の名産品となっていた。

明治以降、庶民からも贈り物として珍重されてきた「南関素麵」は、熊本県の伝統食となり、令和6年には、文化庁が日本の豊かな自然風土や歴史に根差した多様な食文化として、世代を超えて受け継がれ、その地域で長く愛されてきたものに与える「100年フード」に認定されている。

「南関素麵」は、タンパク質含量の高い小麦粉を使用し、だごの捏ねから麵の延ばしに至る一連の製造工程において、機械を一切使わず、全て手作業で行うことにより独特の食感を生み出しており、長年この伝統的製法を守り抜いている。

南関町を生誕の地とする詩人の北原白秋（1885-1942）も、この素麵を好んだとされ、幼少期の多くを過ごした南関町に思いを馳せる詩や童謡を数多く残す中で、「掛けなめて 玉名乙女がこき延ばす 翁素麵は長きしら糸」や「手うち素麵 戸ごと掛けなめ日ざかりや 関のおもてはしづけかりにし」といった「南関素麵」を物語る歌を詠んでおり、南関町にはその歌碑が建てられている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「南関素麵」の歴史は、一説によると約300年前の宝暦年間（1751-1764）に小豆島の素麵職人が旅の途中で南関町に立ち寄った際、素麵作りをこの土地に伝えたのが始まりとされており、史料としても熊本藩の藩政記録である『町在』（1799-1870）には、弘化4年（1847）2月に「素麵製造基手銭拝借願い」の記述が、慶応2年（1866）に「南関手永関町難渋者共素麵製造基手拝借小麦買入渡小前帳」（注：「手永」は、当時の熊本藩の地方行政単位である。）の記述があることから、少なくとも150年以上前から南関町において「南関素麵」が生産されていたことが確認できる。

また、明治時代に編集された『肥後国玉名郡村誌』（1879-1882）の関町（現在の南関町の一部）飲食の項には、「清酒 2100 石、焼酎 75 石、酢 50 石、醤油 350 石、素麵 10 万斤（60 トン）、茶 400 斤」の生産高と、いずれの品も品質がよく、県内はもとより他県でも販売していたとの記録があり、素麵の生産高が他の産品よりも突出して多いことから、当時、南関町において素麵が主要産業であったことを如実に物語っている。

「南関素麵」の生産の最盛期であった明治中期には、200 軒を超える製麵所があり、当

時は簾のように長く延ばした素麺干しの光景が町中に数多く見られていたものの、第二次世界大戦中の厳しい食料統制により僅か1軒までその数を減らすこととなった。

終戦後は、徐々に製造者も復活し、現在は、10軒の製麺所が昔ながらの伝統的製法で素麺を作っており、「寒素麺作り」のピークを迎える1月～3月に軒先で素麺を手延べしている作業風景は、南関町のみならず熊本県の冬の風物詩として地元新聞誌等にも毎年取り上げられている。

平成20年には、新たな郷土料理として「南関素麺」に小豆餡をからめた「あれかけ」が創作されており、近年、地元南関町の学校給食としても提供されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

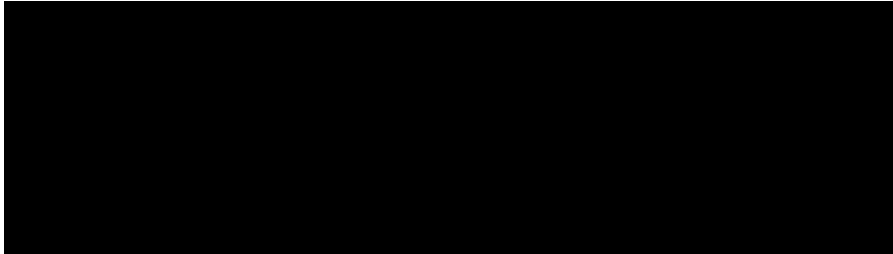
【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

☒ 1 明細書

☒ 2 生産行程管理業務規程

☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

(2) 南関町関素麺製造業組合組合長の印鑑登録証明書

☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

☒ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

書類名：南関町関素麺製造業組合規約

☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書

☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類

書類名：

(1) 令和4年度の貸借対照表

(2) 令和4年度の財産目録

(3) 令和5年9月現在の預金通帳の写し

☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類

書類名：南関町関素麺製造業組合組織図

☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等

書類名：

(1) 南関町史 通史上（2006年、南関町発行）

(2) 明日への扉 by アットホーム

(3) 幻の「南関そうめん」_Hugmeg 公式

(4) ふるさとチョイス_口コミ

(5) ふるさとチョイス_受注状況（抜粋）

(6) 広報なんかん 熟練の技で作るー南関そうめんの全てー

(7) 近隣市町村（玉名市）の気象

(8) 南関町の位置と地形

(9) 熊本の郷土料理の背景とその特徴（抜粋）

(10) 南関町史_小麦・種子油産出根拠

(11) 覚_肥後熊本藩将軍家献上根拠

(12) 上申書（熊本県公文類纂）_皇室献上根拠

(13) 文化庁100年フード認定（R6年度）

(14) 北原白秋と南関手延べそうめん

(15) 広報なんかん_2009.4

(16) にっぽんの伝統食図鑑_農林水産省

(17) 南関町_学校給食

☒10 申請農林水産物等の写真

書類名：プリントアウト1葉

☐11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

☐12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文